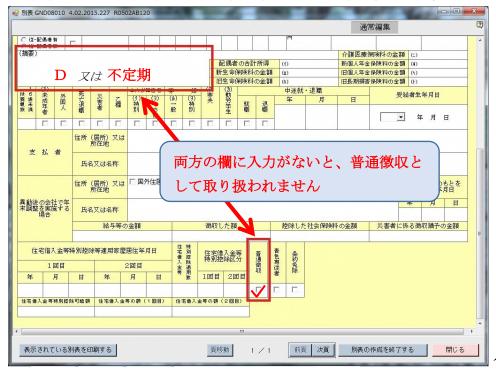
eLTAX (エルタックス/電子申告) について

給与支払報告書の提出は e L T A X (エルタックス/電子申告)をご利用ください。 源泉徴収票を e - T A X 又は光ディスク等で税務署に提出する義務のある事業所は、市区 町村に提出する給与支払報告書の提出についても、 e L T A X 又は光ディスク等により提出 することが義務付けられています。

<電子データによる提出時のお願い>

- 〇指定番号を入力する際は、8桁の数字を使用してください。
- 〇提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。 (データ不備の場合、再提出をお願いする場合があります。)
- e L T A X 又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、お使いの法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず、摘要の項目に該当する記号(A~G)又は略語(特別徴収ができない理由を参照)の入力をお願いします。記号又は略語の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。

<参考>PCdesk(eLTAX対応無料ソフトウェア)を使用した場合の個人別明細書の入力画面(例)



eLTAX を利用する場合には 当市が発行した書類に記載 されている指定番号 (8桁の数字)を使用して ください。

※ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります。